

堺市公報 第79号	令和元年 7月19日発行
堺市公報	発行 堺市（総務局行政部法制文書課） 堺市堺区南瓦町 3番 1号

目 次

	頁
<告示>	
○地方自治法施行令に基づく収納事務の委託について 【環境局環境事業部環境業務課】.....	3
○地方自治法施行令に基づく収納事務の委託について 【子ども青少年局子ども青少年育成部子ども家庭課】.....	3
○道路法に基づく市道の区域変更及び供用開始について 【建設局土木部路政課】.....	4
○道路法に基づく国道の区域変更及び供用開始について 【建設局土木部路政課】.....	6
<公告>	
○農用地利用集積計画 【産業振興局農政部農地課】.....	8
○建築基準法に基づく道路の位置の指定について 【建築都市局開発調整部宅地安全課】.....	15
○建築基準法に基づく道路の位置の指定について 【建築都市局開発調整部宅地安全課】.....	15
○堺市建築基準法施行条例に基づく私道の廃止について 【建築都市局開発調整部宅地安全課】.....	15
○堺市建築基準法施行条例に基づく私道の廃止について 【建築都市局開発調整部宅地安全課】.....	16
○建築基準法に基づく道路の位置の指定について 【建築都市局開発調整部宅地安全課】.....	16
○建築基準法に基づく道路の位置の指定について 【建築都市局開発調整部宅地安全課】.....	17
○建築基準法に基づく道路の位置の指定について 【建築都市局開発調整部宅地安全課】.....	17
○堺市建築基準法施行条例に基づく私道の廃止について	

【建築都市局開発調整部宅地安全課】	18
○堺市建築基準法施行条例に基づく私道の廃止について	
【建築都市局開発調整部宅地安全課】	18
○建築基準法に基づく道路の位置の指定について	
【建築都市局開発調整部宅地安全課】	19
○堺市建築基準法施行条例に基づく私道の変更について	
【建築都市局開発調整部宅地安全課】	19
○建築基準法に基づく道路の位置の指定について	
【建築都市局開発調整部宅地安全課】	20
○建築基準法に基づく道路の位置の指定について	
【建築都市局開発調整部宅地安全課】	20
○堺市建築基準法施行条例に基づく私道の廃止について	
【建築都市局開発調整部宅地安全課】	21
○堺市建築基準法施行条例に基づく私道の廃止について	
【建築都市局開発調整部宅地安全課】	21
○建築基準法に基づく道路の位置の指定について	
【建築都市局開発調整部宅地安全課】	22
○建築基準法に基づく道路の位置の指定について	
【建築都市局開発調整部宅地安全課】	22
○都市計画法に基づく工事の完了について	
【建築都市局開発調整部宅地安全課】	23
<上下水道局告示>	
○地方公営企業法に基づく公金の徴収又は収納の委託について	
【上下水道局サービス推進部事業サービス課】	24
<上下水道局公告>	
○堺市指定給水装置工事事業者規程に基づく指定給水装置工事事業者の指定につい て	
【上下水道局サービス推進部給排水設備課】	24
○堺市指定給水装置工事事業者規程に基づく指定給水装置工事事業者の廃止につい て	
【上下水道局サービス推進部給排水設備課】	25
○堺市下水道条例に基づく市指定排水設備工事事業者の指定について	
【上下水道局サービス推進部給排水設備課】	26

告 示

堺市告示第276号

コンビニエンスストア等収納代行業務（し尿処理手数料）の収納事務を委託したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和元年7月19日

堺市長 永 藤 英 機

1 委託する歳入の種類

堺市廃棄物の減量化及び適正処理に関する条例（平成5年条例第5号）第32条に基づき徴収するし尿処理手数料

2 委託する期間

令和2年4月1日から令和5年3月31日まで

3 受託者の住所及び氏名

住所 岐阜県岐阜市日置江一丁目58番地

氏名 株式会社電算システム

取締役副社長執行役員事業本部長 松浦 陽司

~~~~~  
堺市告示第277号

コンビニエンスストア等収納代行業務（母子父子寡婦福祉資金貸付金）の収納事務を委託したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和元年7月19日

堺市長 永 藤 英 機

1 委託する歳入の種類

地方自治法施行令第158条第1項第6号に基づき徴収する母子父子寡婦福祉資金貸付

金

2 委託する期間

令和2年4月1日から令和5年3月31日まで

3 受託者の住所及び氏名

住所 岐阜県岐阜市日置江一丁目58番地

氏名 株式会社電算システム

取締役副社長執行役員事業本部長 松浦 陽司

~~~~~  
堺市告示第278号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、道路の区域を次のように変更して、告示の日から供用を開始する。

その関係図面は、堺市建設局土木部路政課において、告示の日から14日間一般の縦覧に供する。

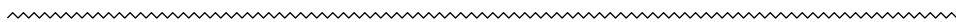
令和元年7月19日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名 別紙調書のとおり
- 3 敷地の幅員及びその延長 別紙調書のとおり
- 4 供用開始の区間 別紙調書のとおり

道路区域変更調書

路線名	区間 から まで	旧 新	敷地の		備考
			幅員m	延長m	
日置荘西日置荘田中1号線	東区日置荘田中町356番2地先	旧	1.95	3.60	(t0187)
			3.10		
	東区日置荘田中町356番2地先	新	2.70	3.60	
			3.10		



堺市告示第279号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、道路の区域を次のよう
に変更して、告示の日から供用を開始する。

その関係図面は、堺市建設局土木部路政課において、告示の日から14日間一般の縦覧
に供する。

令和元年7月19日

堺市長 永藤英機

- 1 道路の種類 国道
- 2 路線名 別紙調書のとおり
- 3 敷地の幅員及びその延長 別紙調書のとおり
- 4 供用開始の区間 別紙調書のとおり

道路区域変更調書

路線名	から 区間 まで	旧 新	敷地の		備考
			幅員m	延長m	
国道309号	美原区菅生834番1地先	旧	22.60	38.40	(K0309)
			25.50		
	美原区菅生833番1地先	新	22.60	38.40	
			25.50		

公 告

堺市公告第386号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和元年7月19日

堺市長 永 藤 英 機

令和元年度 第4号

農 用 地 利 用 集 積 計 画

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定

により、農用地利用集積計画を定める。

令和元年7月4日

堺 市

1. 利用権設定各筆明細

利用権の設定を受ける者(借手)		利用権を設定する土地				利用権を設定する者(貸し手)		設定する利用権					
住所	氏名	所在	地番	現況 地目	面積(m ²)	住所	氏名	利用権の種類 及び適用される 共通事項	内容	始期	終期	借意(円)	借金の支払い方法
堺市北区長曾根町589番地	今野 正章	東区石原町1丁	57	田	1,471	堺市北区長曾根町689番地	藤野 重夫	使用貸借による 権利	畑として 利用	令和元年9月1日	令和4年8月31日	-	-
		東区石原町1丁	61	田	538								
堺市南区明美台3丁11番5号	本部 進太郎	南区檜尾	1160-1	田	866	堺市南区檜尾1222番地1	南 春樹	使用貸借による 権利 (解除条件付)	畑として 利用	令和元年8月1日	令和4年7月31日	-	-
		西区菱木3丁	1966-1	田	601								
堺市西区菱木4丁2746番地	森口 久司	西区菱木3丁		田	601	堺市西区高松18番地	坂口 幸徳	使用貸借による 権利	畑として 利用	令和元年10月1日	令和4年9月30日	-	-
堺市南区和田東954番地3 オースター-1 番館302号	紀ノ本 正基	南区大庭寺	928-1	田	1,132	大阪市中央区松屋町住吉5番8号	松本 美徳	貸借権	畑として 利用	令和元年10月1日	令和4年9月30日	80,000	毎年9月末までに 貸入指定口座に振 込み
大阪市西成区北津守4丁目8番17号	一般社団法人 自然楽農	西区太平寺	680	田	155	堺市西区太平寺56番地	木寺 和子	貸借権 (解除条件付)	畑として 利用	令和元年8月1日	令和11年7月31日	340	毎年未までに貸入 指定口座に振り込 み
		西区太平寺	681	田	185								
堺市東区高松1486番地	谷 好勝	東区日置住田中町	202-1	田	495	堺市東区高松511番地3	谷 直之	使用貸借による 権利	畑として 利用	令和元年8月1日	令和4年7月31日	-	-
合計	6名				5,443		6名						

使用貸借

2 共通事項（利用権設定関係）

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 解約権の留保の禁止

利用権を設定する者（以下「甲」という。）及び利用権の設定を受ける者（以下「乙」という。）は、1の各筆明細に定める利用権の存続期間の中途において解約する権利は有しない。

(2) 転貸又は譲渡

乙はあらかじめ市に協議した上、甲の承諾を得なければ目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。

(3) 修繕及び改良

ア 甲は、乙の責に帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

(4) 租税公課の負担

ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

イ 乙は、目的物に係る農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。

ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。

(5) 目的物の返還

ア 利用権の存続期間が満了したときは、乙は、すみやかに甲に対して目的物を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増価額（土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額）の償還を請求することができる。

ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間で有益費の額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市が認定した額を、その費やした金額又は増価額とする。

エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかんを問わず返還の代償を請求してはならない。

(6) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(7) 利用権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

(8) その他

この農用地利用集積計画に定めのない事項及びこの農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び市が協議して定める。

賃貸借

2 共通事項（利用権設定関係）

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 借賃の支払猶予

利用権を設定する者（以下「甲」という。）は、利用権の設定を受ける者（以下「乙」という。）が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払い期限までに借賃の支払いをすることができない場合には、相当と認められる期日までその支払いを猶予する。

(2) 解約権の留保の禁止

甲及び乙は、1の各筆明細に定める利用権の存続期間の中途において解約する権利は有しない。

(3) 転貸又は譲渡

乙はあらかじめ市に協議した上、甲の承諾を得なければ目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。

(4) 修繕及び改良

ア 甲は、乙の責に帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

(5) 租税公課の負担

ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

イ 乙は、目的物に係る農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。

ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。

(6) 目的物の返還

ア 利用権の存続期間が満了したときは、乙は、すみやかに甲に対して目的物を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増価額（土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額）の償還を請求することができる。

ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間で有益費の額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市が認定した額を、その費やした金額又は増価額とする。

エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかに問わず返還の代償を請求してはならない。

(7) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(8) 利用権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

(9) その他

この農用地利用集積計画に定めのない事項及びこの農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び市が協議して定める。

解除条件付
(法 18-2-6)

2 共通事項（利用権設定関係）

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 借賃の支払猶予

利用権を設定する者（以下「甲」という。）は、利用権の設定を受ける者（以下「乙」という。）が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払い期限までに借賃の支払いをすることができない場合には、相当と認められる期日までその支払いを猶予する。

(2) 解約権の留保の禁止

甲及び乙は、1の各筆明細に定める利用権の存続期間の中途において解約する権利を有しない。

(3) 利用権の解除

甲は、乙が利用権の目的物（以下「目的物」という。）を適正に利用していないと認められる場合には当該利用権を解除するものとする。

(4) 転貸又は譲渡の禁止

乙はあらかじめ市に協議した上、甲の承諾を得なければ利用権の目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。

(5) 修繕及び改良

ア 甲は、乙の責に帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

(6) 租税公課の負担

ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

イ 乙は、目的物に係る農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。

ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。

(7) 目的物の返還

ア 利用権の存続期間が満了したとき又は(3)により甲が利用権を解除したときは、乙は、すみやかに甲に対して目的物を原状に回復して返還する。乙が原状に復することができないときは、甲が原状に回復するために要する費用を乙が負担する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増価額（土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額）の償還を請求することができる。

ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間で有益費の額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市が認定した額を、その費やした金額又は増価額とする。

エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかに問わず返還の代償を請求してはならない。

(8) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(9) 利用権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

(10) 期間途中で貸借が終了した場合の原状回復

貸借が終了したときは、乙は、すみやかに甲に対して目的物を原状に復して返還する。乙が原状に復することができないときは、甲が原状に回復するために要する費用を乙が負担する。ただし、天災地変等の不可抗力または通常の利用により損失が生じた場合および修繕または改良により変更された場合は、この限りではない。

(11) 違約金の支払い

甲の責めに帰さない事由により、期間の中途において貸借を終了させることとなった場合には、賃借権による利用権設定に限り、乙は甲に対し、利用権設定終了日までに支払うべき賃借料の総額と、すでに支払った賃借料との差額を違約金として支払う。ただし、天災地変等の不可抗力により貸借を終了させることとなった場合は別途協議を行う。

(12) 利用状況の報告

乙は毎事業年度の終了後 3月以内に、次に掲げる事項を記載した報告書を参考となるべき書類を添えて（乙が法人の場合は定款の写しも合わせて）市長に提出しなければならない。

ア 乙の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）

イ 乙が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の面積

ウ イの農用地における作物の種類別作付面積又は栽培面積、生産数量及び反収

エ 乙が行う耕作又は養畜の事業がその農用地の周辺の農用地の農業上の利用に及ぼしている影響

オ 乙の地域の農業における他の農業者との役割分担の状況

カ 乙が法人である場合には、その法人の業務を遂行する役員のうち、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事する者の役職名及び氏名並びにその法人の行う耕作又は養畜の事業への従事状況

キ その他参考となるべき事項

(13) 勧告

市長は、乙が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告する。

ア 乙がその農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ 乙が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認めるとき。

ウ 乙が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員の内いずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

(14) 農用地利用集積計画の取り消し

市長は、乙が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち該当部分を取り消す。

ア 乙がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、甲が賃借又は使用貸借の解除をしないとき。

イ 乙が（13）の勧告に従わなかったとき。

(15) その他

この農用地利用集積計画の定めのない事項及び農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び市が協議して定める。

堺市公告第387号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定に基づき、道路の位置の指定をしたので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和元年7月19日

堺市長 永 藤 英 機

区分	指定年月日	承認番号	地名	地番	幅員 (M)	延長 (M)	本数 (本)
指定	平成30年9月10日	堺宅地第P-280号	中区福田	790番1の一部	4.7	25.22	1

堺市公告第388号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定に基づき、道路の位置の指定をしたので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和元年7月19日

堺市長 永 藤 英 機

区分	指定年月日	承認番号	地名	地番	幅員 (M)	延長 (M)	本数 (本)
指定	平成30年9月26日	堺宅地第P-279号	東区菩提町5丁	175番及び地先水路	4.7	26.21	1

堺市公告第389号

堺市建築基準法施行条例（平成12年条例第33号）第6条第1項の規定に基づき、私道の廃止を承認したので、同条第2項の規定により、次のとおり公告する。

令和元年7月19日

堺市長 永藤英機

区分	指定年月日	承認番号	地名	地番	幅員(M)	延長(M)	本数(本)
廃止	平成30年11月20日	堺宅地第P-283号	西区上野芝向ヶ丘町1丁	899番20、899番33の各一部	4.5	9.18	1

堺市公告第390号

堺市建築基準法施行条例（平成12年条例第33号）第6条第1項の規定に基づき、私道の廃止を承認したので、同条第2項の規定により、次のとおり公告する。

令和元年7月19日

堺市長 永藤英機

区分	指定年月日	承認番号	地名	地番	幅員(M)	延長(M)	本数(本)
廃止	平成31年1月16日	堺宅地第P-285号	西区神野町2丁	1766番15から1766番18まで、1766番20及び1766番21の各一部	4.4	89.20	5

堺市公告第391号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定に基づき、道路

の位置の指定をしたので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和元年7月19日

堺市長 永 藤 英 機

区分	指定年月日	承認番号	地名	地番	幅員 (M)	延長 (M)	本数 (本)
指定	平成31年2月21日	堺宅地第P-286号	西区浜寺諏訪森町中1丁	39番49	4.7	18.76	1

堺市公告第392号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定に基づき、道路の位置の指定をしたので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和元年7月19日

堺市長 永 藤 英 機

区分	指定年月日	承認番号	地名	地番	幅員 (M)	延長 (M)	本数 (本)
指定	平成31年3月1日	堺宅地第P-284号	美原区多治井	797番3	4.7	27.48	1

堺市公告第393号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定に基づき、道路

の位置の指定をしたので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和元年7月19日

堺市長 永藤英機

区分	指定年月日	承認番号	地名	地番	幅員 (M)	延長 (M)	本数 (本)
指定	平成31年4月25日	堺宅地第P-292号	東区日置荘西町5丁	302番20	4.7	16.55	1

堺市公告第394号

堺市建築基準法施行条例（平成12年条例第33号）第6条第1項の規定に基づき、私道の廃止を承認したので、同条第2項の規定により、次のとおり公告する。

令和元年7月19日

堺市長 永藤英機

区分	指定年月日	承認番号	地名	地番	幅員 (M)	延長 (M)	本数 (本)
一部廃止	平成31年4月10日	堺宅地第P-293号	北区東浅香山町1丁	65番1の一部	4.0	31.60	1

堺市公告第395号

堺市建築基準法施行条例（平成12年条例第33号）第6条第1項の規定に基づき、私道の廃止を承認したので、同条第2項の規定により、次のとおり公告する。

令和元年7月19日

堺市長 永 藤 英 機

区分	指定年月日	承認番号	地名	地番	幅員 (M)	延長 (M)	本数 (本)
廃止	令和元年5月17日	堺宅地第P-289号	西区津久野町2丁	212番1の一部	4.0	38.35	3

堺市公告第396号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定に基づき、道路の位置の指定をしたので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和元年7月19日

堺市長 永 藤 英 機

区分	指定年月日	承認番号	地名	地番	幅員 (M)	延長 (M)	本数 (本)
指定	令和元年5月23日	堺宅地第P-290号	中区東山	389番の一部	4.7	49.11	1

堺市公告第397号

堺市建築基準法施行条例（平成12年条例第33号）第6条第1項の規定に基づき、私道の変更を承認したので、同条第2項の規定により、次のとおり公告する。

令和元年7月19日

堺市長 永 藤 英 機

区分	指定年月日	承認番号	地名	地番	幅員 (M)	延長 (M)	本数 (本)
変更	令和元年 5 月24日	堺宅地第P- 287号	東区菩提 町5丁	108番1、108 番2、109番4、 121番1、121 番2、121番3、 121番5、121 番12、122番1 の各一部	4.0 4.7	87.15	3

堺市公告第398号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定に基づき、道路の位置の指定をしたので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和元年7月19日

堺市長 永 藤 英 機

区分	指定年月日	承認番号	地名	地番	幅員 (M)	延長 (M)	本数 (本)
指定	令和元年 5 月29日	堺宅地第P- 288号	東区菩提 町5丁	109番1、121 番1、121番4 の各一部	4.7	44.72	2

堺市公告第399号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定に基づき、道路の位置の指定をしたので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和元年7月19日

堺市長 永 藤 英 機

区分	指定年月日	承認番号	地名	地番	幅員 (M)	延長 (M)	本数 (本)
指定	令和元年5月30日	堺宅地第P-294号	東区引野町1丁	115番1、116番4、117番1、120番12	4.7	21.41	1

堺市公告第400号

堺市建築基準法施行条例（平成12年条例第33号）第6条第1項の規定に基づき、私道の廃止を承認したので、同条第2項の規定により、次のとおり公告する。

令和元年7月19日

堺市長 永 藤 英 機

区分	指定年月日	承認番号	地名	地番	幅員 (M)	延長 (M)	本数 (本)
廃止	令和元年6月12日	堺宅地第P-257号	堺区榎元町1丁	16番1の一部、16番2、16番5の一部、16番6の一部、16番7、18番1、19番1、19番2の一部、19番5の一部	4.0	119.70	4

堺市公告第401号

堺市建築基準法施行条例（平成12年条例第33号）第6条第1項の規定に基づき、私

道の廃止を承認したので、同条第2項の規定により、次のとおり公告する。

令和元年7月19日

堺市長 永 藤 英 機

区分	指定年月日	承認番号	地名	地番	幅員 (M)	延長 (M)	本数 (本)
廃止	令和元年6月26日	堺宅地第P-291号	北区中長尾町1丁	43番、44番の各一部	4.0	38.60	1

堺市公告第402号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定に基づき、道路の位置の指定をしたので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和元年7月19日

堺市長 永 藤 英 機

区分	指定年月日	承認番号	地名	地番	幅員 (M)	延長 (M)	本数 (本)
指定	令和元年6月28日	堺宅地第P-295号	美原区大饗	85番5、87番2、87番3	6.7	15.81	1

堺市公告第403号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定に基づき、道路の位置の指定をしたので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条

第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和元年7月19日

堺市長 永 藤 英 機

区分	指定年月日	承認番号	地名	地番	幅員 (M)	延長 (M)	本数 (本)
指定	令和元年6 月28日	堺宅地第P- 296号	美原区大 饗	83番2	6.7	20.00	1

堺市公告第404号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和元年7月19日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 開発区域
堺市西区鳳北町六丁340番24から340番32まで
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
大阪府和泉市上代町527番地
ALLAGI株式会社
代表取締役 谷上 元朗

上下水道局告示

堺市上下水道局告示第4号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定に基づき、下水道事業の業務に係る公金の徴収及び収納の事務を委託したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和元年7月19日

堺市上下水道事業管理者 出 未 明 彦

- 1 委託する公金の種類
下水道事業受益者負担金
- 2 委託する業務
下水道事業受益者負担金の滞納者に対する納入の督促及び収納等
- 3 委託する期間
令和元年7月1日から令和2年3月31日まで
- 4 受託者の名称、住所及び代表者の職氏名
弁護士法人子浩法律事務所
東京都新宿区大久保二丁目7番17号 晴和ビル2階
代表弁護士 小林 浩平

上下水道局公告

堺市上下水道局公告第121号

堺市水道事業給水条例（昭和33年条例第13号）第13条第1項の指定給水装置工事事業者の指定をしたので、堺市指定給水装置工事事業者規程（平成10年水道局管理規程第6号）第11条第1号の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和元年7月19日

堺市上下水道事業管理者 出 未 明 彦

指 定 番 号 第1389号

指 定 年 月 日 令和元年7月2日

事業者の名称 株式会社阪和総合防災

事業者の住所 和歌山県和歌山市鷹匠町2丁目58番地

代表者の職氏名 代表取締役 田村 雅之

事業所の名称 株式会社阪和総合防災堺営業所

事業所の所在地 堺市中区深井清水町3576番地

指 定 番 号 第1390号

指 定 年 月 日 令和元年7月2日

事業者の名称 大和財託株式会社

事業者の住所 大阪市北区角田町8番1号

代表者の職氏名 代表取締役 藤原 正明

事業所の名称 大和財託株式会社

事業所の所在地 大阪市北区角田町8番1号梅田阪急ビルオフィスタワー29階

指 定 番 号 第1391号

指 定 年 月 日 令和元年7月2日

事業者の名称 株式会社K's Corporation

事業者の住所 大阪市東淀川区東中島1丁目17番18号

代表者の職氏名 代表取締役 北村 仁

事業所の名称 株式会社K's Corporation

事業所の所在地 大阪市東淀川区東中島1丁目17番18号

~~~~~  
堺市上下水道局公告第122号

堺市指定給水装置工事事業者から指定給水装置工事事業者廃止届出書が提出されたので、堺市指定給水装置工事事業者規程（平成10年水道局管理規程第6号）第11条第2号の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和元年7月19日

堺市上下水道事業管理者 出 未 明 彦

指 定 番 号 第789号  
 廃 止 年 月 日 令和元年 7月 2日  
 事 業 者 の 名 称 阪南工事株式会社  
 事 業 者 の 住 所 堺市美原区小平尾121番地  
 代 表 者 の 職 氏 名 代表取締役 植村 宏夫  
 事 業 所 の 名 称 阪南工事株式会社  
 事 業 所 の 所 在 地 堺市美原区小平尾121番地

堺市上下水道局公告第 1 2 3 号

堺市下水道条例（昭和37年条例第6号）第5条の3第1項に規定する市指定排水設備  
 工事業者の指定をしたので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和元年 7月 1 9 日

堺市上下水道事業管理者 出 未 明 彦

指 定 番 号 第1686号  
 指 定 年 月 日 令和元年 7月 2日  
 事 業 者 の 名 称 株式会社阪和総合防災  
 事 業 者 の 住 所 和歌山市鷹匠町 2 丁目58番地  
 代 表 者 の 職 氏 名 代表取締役 田村 雅之  
 営 業 所 の 名 称 株式会社阪和総合防災堺営業所  
 営 業 所 の 所 在 地 堺市中区深井清水町3576番地

指 定 番 号 第1687号  
 指 定 年 月 日 令和元年 7月 2日  
 事 業 者 の 名 称 成世建設株式会社  
 事 業 者 の 住 所 堺市堺区甲斐町東 4 丁 2 番20号  
 代 表 者 の 職 氏 名 代表取締役 出雲 康雄  
 営 業 所 の 名 称 成世建設株式会社

営業所の所在地 堺市堺区甲斐町東4丁2番20号